

成年後見制度利用促進法に基づく取組等について

(令和4年2月10日)



厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課 成年後見制度利用促進室

【①成年後見制度の概要と取組経緯】

成年後見制度の概要と利用促進の取組経緯

1. 制度の概要

- 成年後見制度は、民法の改正等により平成12年に誕生した制度であり、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活に支障がある人の法律行為を支える制度である。「法定後見制度」と「任意後見制度」がある。
- 「法定後見制度」は、判断能力が低下した際、裁判所により後見人等を選任する仕組み。「任意後見制度」は、判断能力があるうちに、本人が任意後見人をあらかじめ選任しておく仕組みである。

2. 成年後見制度利用促進の取組経緯

- 成年後見制度が十分に利用されていないことから、平成28年4月に成年後見制度利用促進法(議員立法)が成立。平成29年3月、同法に基づく成年後見制度利用促進基本計画(期間はH29～R3年度の5年間)を閣議決定。
※ 認知症高齢者は令和2年には約600万人(推計)に、令和7年には約700万人になる見込み。一方、利用者数は令和2年末時点で約23万人。
- 基本計画では、成年後見制度の広報や相談等を各地域で担う体制の整備などの成年後見制度の利用促進に関する施策を定め、最高裁や法務省等の関係省庁と連携の下、計画的に取組を推進。

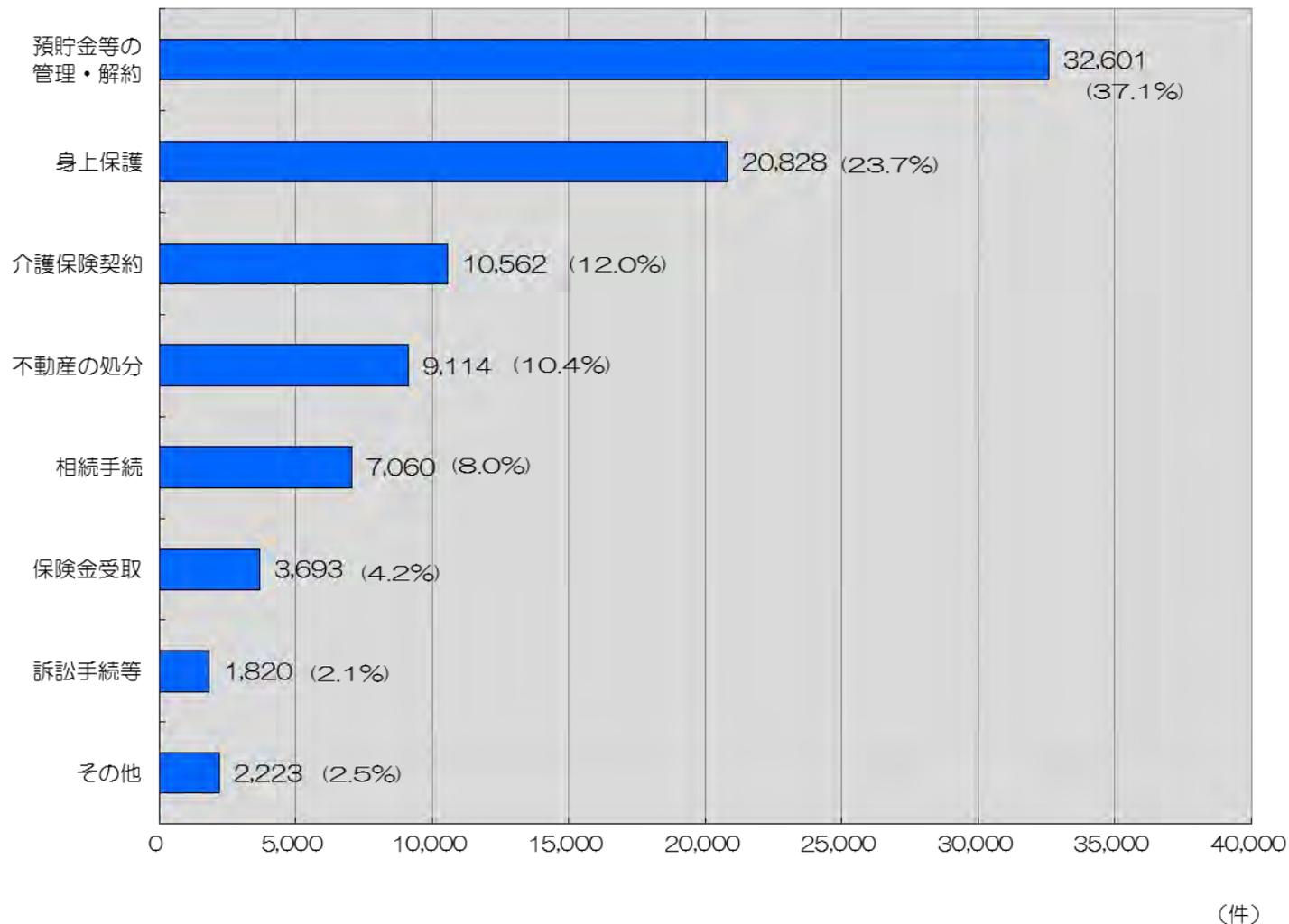
3. 基本計画の見直しについて

- 令和3年度は基本計画の最終年度に当たることから、計画の見直しに向けて「成年後見制度利用促進専門家会議」で議論。7月30日に「中間とりまとめ」を実施(8月4日公表)
- 令和3年末までに最終とりまとめを行い、パブリックコメントを経て、令和4年3月末に第二期計画を閣議決定予定。

【②成年後見制度の利用状況と利用促進 施策の実施状況】

申立ての動機別件数(令和2年)

○ 主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで、身上保護となっている。

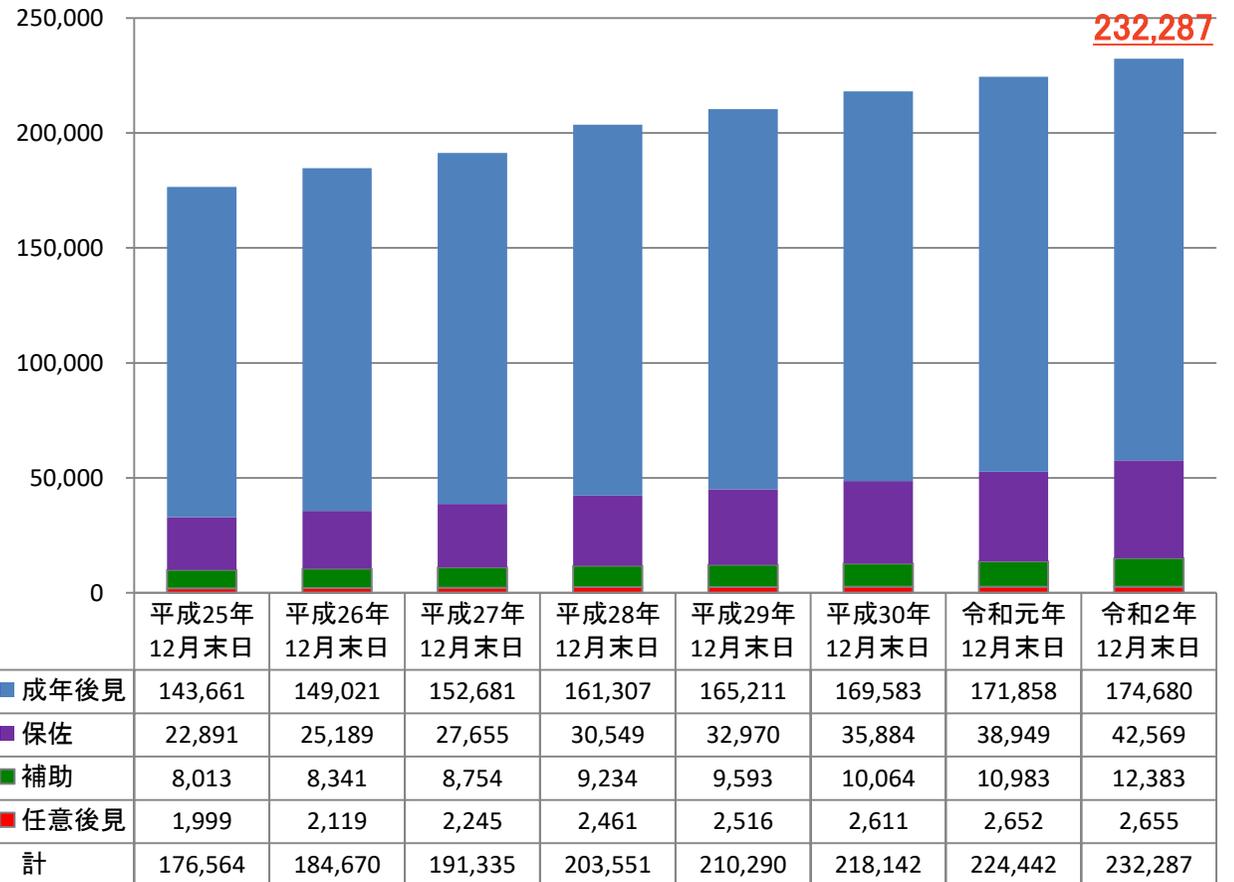


(注) 後見開始, 保佐開始, 補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

成年後見制度の利用状況等について

- 今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられる。
- 一方で、現在の成年後見制度の利用状況をみると、**成年後見制度の利用者数は、近年増加傾向**にあるものの、その利用者数は**認知症高齢者や知的障害者、精神障害者の数と比較して著しく少ない**。

＜成年後見制度の利用状況 ※5＞

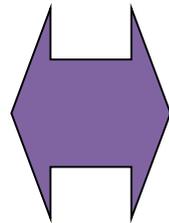


＜認知症者数 ※1＞
約600万人(推計値:令和2年)

＜軽度認知障害 ※2＞
約400万人(推計値:平成24年)

＜知的障害者数(在宅) ※3＞
約 96万人(平成28年)

＜精神障害者数(外来) ※4＞
約389万人(平成29年)

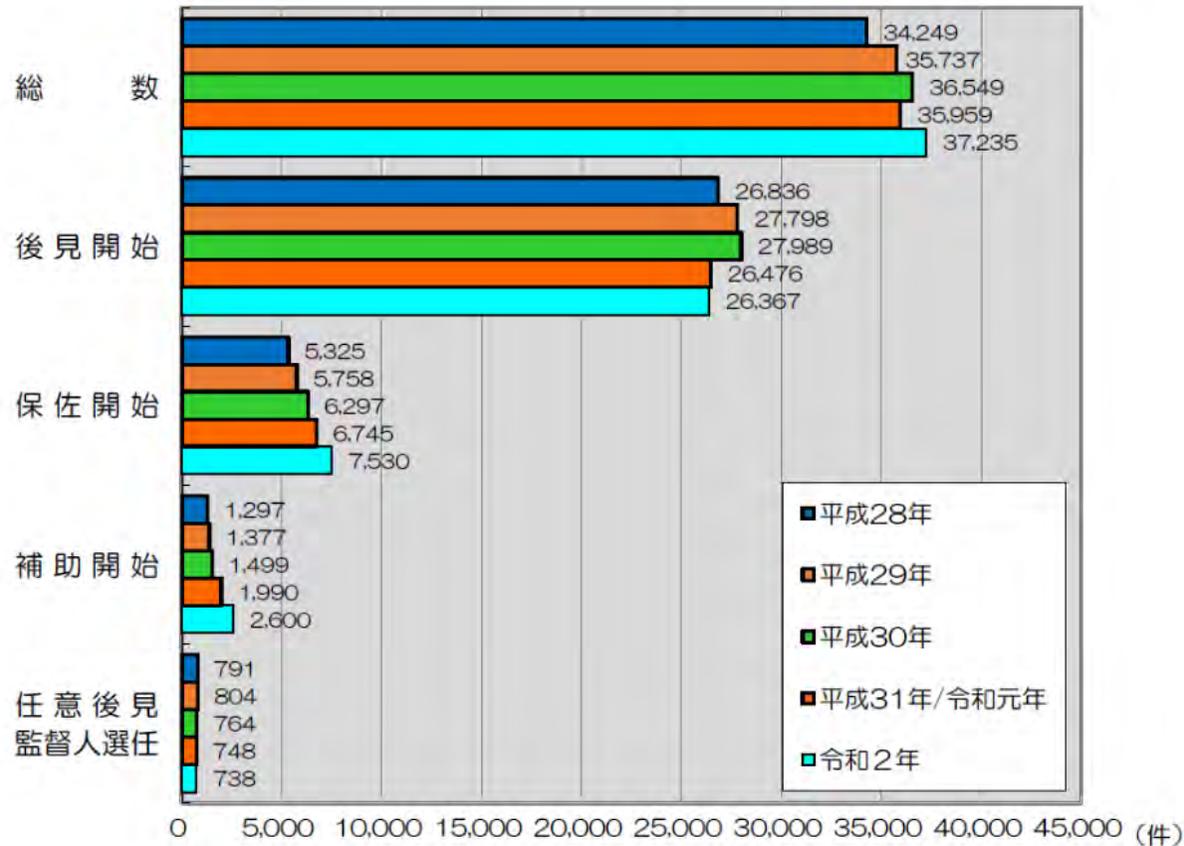


※1 「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 研究代表者 二宮利治)
 ※2 「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」(平成24年度厚生労働科学研究費補助金認知症対策総合研究事業 研究代表者 朝田隆)
 ※3 厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」
 ※4 厚生労働省「患者調査」より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

※5 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」より、厚生労働省成年後見制度利用促進室にて作成。

成年後見制度の申立件数について

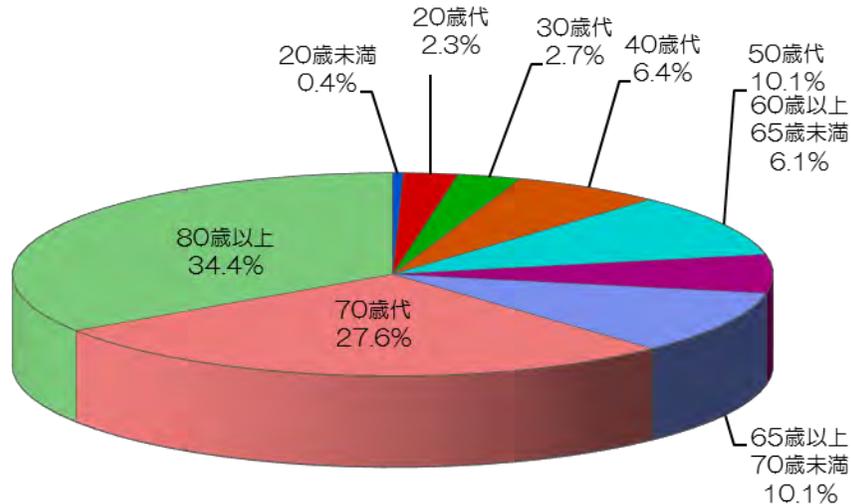
- 成年後見関係事件(後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件)の申立件数は合計で37,235件(前年は35,959件)であり、対前年比約3.5%の増加となっている。
- 後見開始の審判の申立件数は26,367件(前年は26,476件)であり、対前年比約0.4%の減少となっている。
- 保佐開始の審判の申立件数は7,530件(前年は6,745件)であり、対前年比約11.6%の増加となっている。
- 補助開始の審判の申立件数は2,600件(前年は1,990件)であり、対前年比約30.7%の増加となっている。
- 任意後見監督人選任の審判の申立件数は738件(前年は748件)であり、対前年比約1.3%の減少となっている。



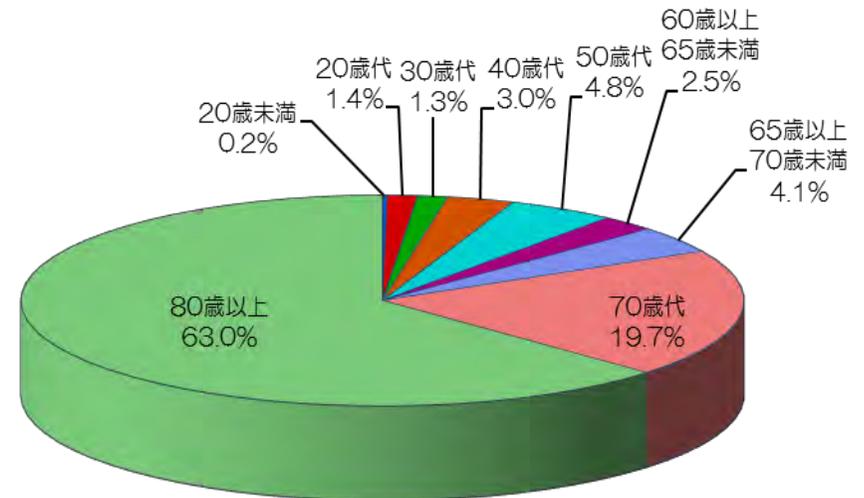
本人の男女別・年齢別割合(令和2年)

- 本人の男女別割合は、男性が約43.4%, 女性が約56.6%である。
- 65歳以上の本人は、男性では男性全体の約72.0%を、女性では女性全体の約86.9%を占めている。

(男性)



(女性)

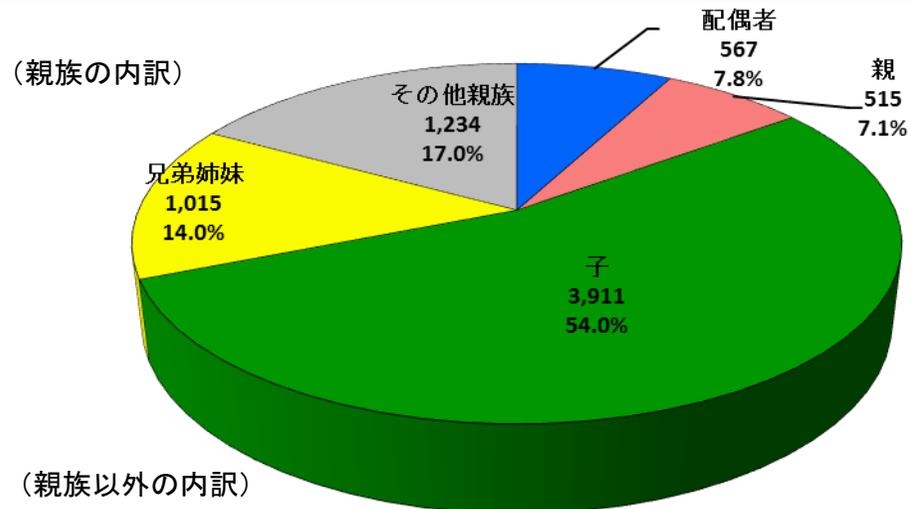
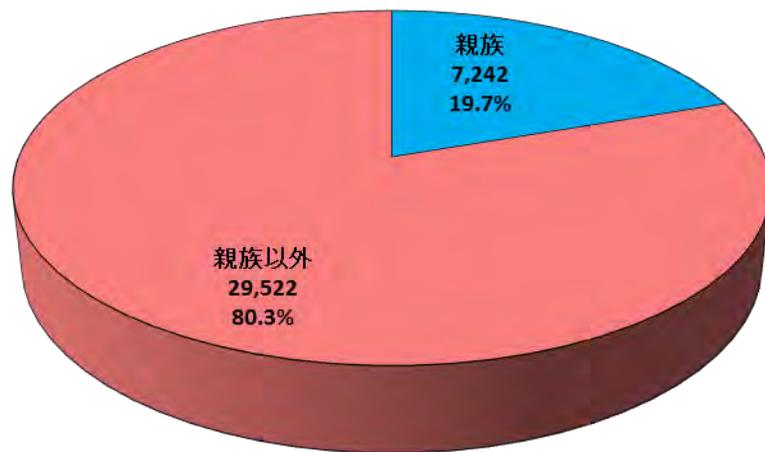


(注) 後見開始, 保佐開始, 補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象としている。

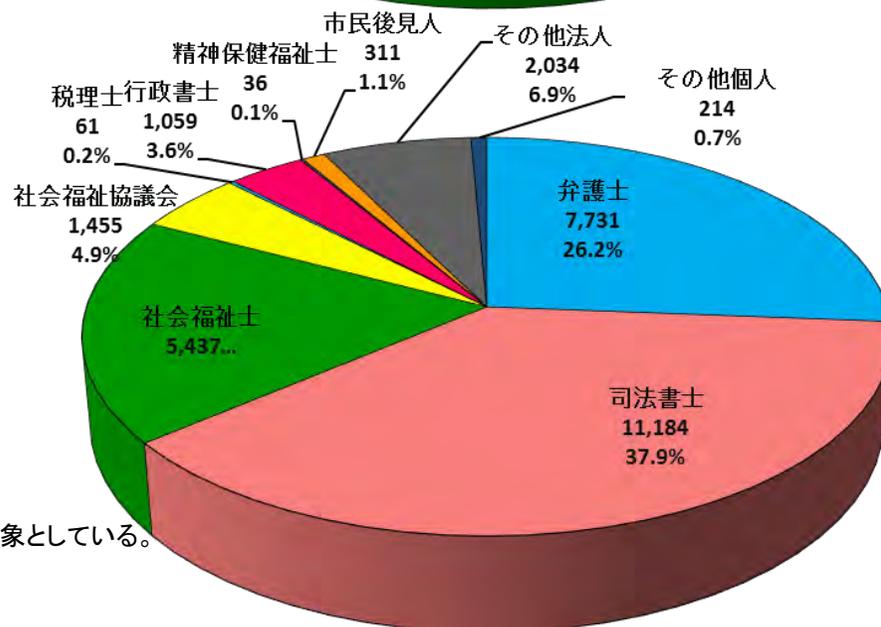
成年後見人等と本人との関係別件数(令和2年)

○ 成年後見人等と本人の関係については、親族(配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族)が成年後見人等に選任されたものが7,242件(全体の約19.7%),親族以外の第三者が選任されたものが29,522件(全体の約80.3%)となっている。

(親族, 親族以外の別)



(親族以外の内訳)



(注1) 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象としている。

(注2) 「その他親族」とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。